SONPO 社団法人日本損害保険協会
The General Insurance Association of Japan

資料14

銀行等による保険募集規制の見直しについて

平成23年5月30日

社団法人日本損害保険協会

■　銀行等による保険募集に対する規制（損保関連）

分野	第１次解禁商品 (2001. 4-)	第２次解禁商品 (2002. 10-)	第３次解禁商品 (2005. 12-)	全面解禁商品 (2007. 12-)
第二分野 （損保）	・住宅関連長期火災保険 ・海外旅行傷害保険		・自動車･自賠責保険を除く個人向け商品（個人向け賠償責任保険、積立火災保険等）	・左記以外の全ての商品（例：自動車保険、自賠責保険、事業関連保険等）
第三分野 （損保･生保）	・住宅関連債務支援保険	・年金払積立傷害保険 ・財形傷害保険	・積立傷害保険	・左記以外の全ての商品（例：医療・介護保険、団体障害保険等）

金融機関代理店

に対する

弊害防止措置

【第1次解禁商品～全面解禁商品】

- ○　保険募集指針の策定･公表･措置
- ○　コンプライアンス責任者･統括責任者の設置
- ○　内部監査責任者の設置　　○　情報保護措置　等

【第3次解禁商品～全面解禁商品】

- ○　融資先規制（融資先に対する募集制限）
- ○　融資申込期間中の募集規制
- ○　担当者分離（融資担当者による募集制限）　等

■　弊害防止措置への対応（あいおいニッセイ同和社の例）

弊害防止措置	規制の概要	実務における態勢整備
情報保護措置 (規則212条の2 2項1号ｲ) (監督指針Ⅱ-3-3-9-2)	非公開金融情報（預金・為替・融資・その他の金融取引・資産等の情報）について、事前に書面等により顧客の同意を得ることなく保険募集に利用されないことを確保するための措置を講ずること	○個人情報保護の内部管理体制整備（個人情報保護法） ○「保険商品のご提案にあたって」等による事前同意 ○電話で同意取得の場合は顧客面談記録シートの作成の上、後日同意取得
融資先規制 (規則212条の2 3項1号) (監督指針Ⅱ-3-3-9-4･5) (H17.7.8FSA告示50号)	銀行等損害保険募集制限先（事業性資金の融資先法人、その代表者及び個人事業主、事業性資金の融資先である小規模事業者（従業員　50人以下）の役員・従業員）を契約者等とする所定の保険契約（第3次解禁以降の商品）について、手数料等を得て行わないことを確保するための措置を講ずること	○「保険商品のご提案にあたって」等書面交付による事前説明 ○「お客様の勤務先等のご確認について」等による顧客からの申告 ○顧客の申告を金融機関のデータベースと照合する措置
担当者分離規制 (規則212条の2 3項3号)	事業性資金の融資担当者等における所定の保険契約（第3次解禁以降の商品）の募集の禁止	○事業性融資担当者が保険募集を行わない体制整備（代理店監査等によるチェック）

■　規制見直しについて

□　全面解禁後のモニタリング結果を踏まえて規制見直しの可否が判断されるべき

□　全面解禁後、弊害防止措置が実効性の観点から有効にワークしているかという観点から、想定外の範囲に規制が適用される等の問題があれば、修正が検討されるべき